

## 高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて

財 関 第 8 6 2 号  
令 和 元 年 6 月 2 7 日  
財 関 第 1 1 2 0 号  
令 和 2 年 1 2 月 2 8 日

標記のことについて、別添のとおり経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官から依頼があったことから、令和元年7月1日からは、これにより実施されたい。

なお、この通達の実施に伴い「高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて」（平成28年11月1日財関第1300号）は廃止する。

別 添

20190606保局第11号  
令 和 元 年 6 月 1 4 日  
20201218保局第1号  
令 和 2 年 1 2 月 2 5 日

財務省関税局長 殿

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

## 高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて

高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第2条第3項第8号の規定に基づき、高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガス（エアゾール容器、ガスライター用ボンベ、簡易ガスコンロ用ボンベ、冷媒用サービス缶等に充填されているガス。以下「エアゾール製品等」という。）については、高圧ガス保安法施行令関係告示（平成9年通商産業省告示第139号）第4条により要件が定められており、これらエアゾール製品等の通関の際における取扱いを定めましたので、別紙のとおり取り扱われたくお願いします。

なお、この取扱いについては、令和元年7月1日から実施することとし、これに伴い、平成28年11月1日付20161025商局第5号（高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて）は廃止します。

## 別紙

### 1. 適用除外品としてみなす貨物の範囲

(1) 本邦若しくは外国の検査機関、エアゾール容器、ガスライター用ボンベ、簡易ガスコンロ用ボンベ、冷媒用サービス缶等に充填されているガス（以下「エアゾール製品等」という。）の製造者（当該者の検査員を含む。）又は当該エアゾール製品等を輸入しようとする者（以下「輸入者」という。）が試験成績書（高圧ガス保安法施行令関係告示（平成9年通商産業省告示第139号。以下「告示」という。）第4条第1号に係るものについては様式第1、告示第4条第2号に係るものについては様式第2、告示第4条第3号に係るものについては様式第3による。以下「成績書」という。）を作成したエアゾール製品等であって、かつ、輸入者自らが、当該エアゾール製品等が高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号。以下「政令」という。）第2条第3項第8号及び告示第4条に定める適用除外要件に合致していることを確認したもの。

(2) 商品見本等販売の用に供さないもの又は個人用貨物として税関が適当と認めたもの。

### 2. 通関の際の取扱い

(1) 税関においては、上記1.の(1)に掲げるエアゾール製品等の通関に際しては、輸入者が告示に定める要件に合致していることの確認を行った成績書又はその写しが添付されていること及び試験結果の「判定」の欄に「不適合」である項目がないことを確認のうえ通関を認める。

なお、成績書が提出されないか又は「判定」の欄が「不適合」である項目があるエアゾール製品等については、高圧ガス保安法第22条に基づく都道府県知事が行う検査が必要であるので留意願いたい。

(2) 昭和58年1月31日付58立第100号、平成3年7月4日付3立局第214号若しくは平成4年5月12日付4立局第167号の通商産業省立地公害局長通達、平成9年3月28日付平成09・03・27立局第2号の通商産業省環境立地局長通達又は平成28年11月1日付20161025商局第5号の経済産業省大臣官房商務流通保安審議官通達に基づく成績書又はその写しが添付されているエアゾール製品等については、従前どおり、通関を認めることとして差し支えない。

(3) 上記1.(2)に掲げるエアゾール製品等については、税関への特段の書類の提出を不要とし、税関において妥当な数量と認めるものについて通関を認めることとして差し支えない。

(4) エアゾール製品等の輸入申告の審査に際して、告示に適合しない疑いがあると認められる場合及び疑義が生じた場合には、その都度、都道府県知事と協議願いたい。

(別紙1)

試験結果等の記入方法

## 1. 告示第1号に係るもの

- (1) 「商品名」、「販売時の商品名」、「用途」、「容器の仕様」、「原産地」、「製造業者名」及び「試験依頼者名」の欄には、次の事項に注意のうえ、記入すること。
- ① 「商品名」欄には、当該製品を試験する際、当該製品に表示されている商品名を記入する。
  - ② 「販売時の商品名」欄には、当該製品を我が国内で販売する際に表示する商品名を記入する。
  - ③ 「用途」欄には、当該製品の用途（例えば、「ヘアスプレー」、「ガスライター」、「医薬品（ぜん息薬）」等）を記入する。
- (2) 「試験結果」欄には、試験実施機関又は検査員が試験した結果に基づき次の事項に注意のうえ記入すること。
- ① 「A」欄には、検体を35℃としたときの容器内圧のゲージ圧力を小数第2位まで測定し、記入する。  
ただし、容器内圧の測定が困難な構造のものである場合及び内容物が単一の液化ガス（LPガスは、ブタンとプロパンの混合ガスであり、含まれない。以下同じ。）の場合には、35℃における当該ガスの蒸気圧を記入する。
  - ② 「B」欄には、20℃下で容器（バルブを含む。）に満たした水の体積を小数第1位まで測定し、記入する。
  - ③ 「C」欄には、内容物に含まれている高圧ガス（例えば、「LPガス」等）を全て記入する。また、フルオロカーボン11、フルオロカーボン113、ハロン2402は高圧ガスには該当しないが、これらが含まれている場合も「C」欄に記入する。（例えば、「フルオロカーボン12/11」等）
  - ④ 「D」欄には、容器保安規則（昭和41年通商産業省令第50号。以下単に「容器保安規則」という。）第2条第30号に規定する毒性ガスの有無を確認し、該当するものを全て○で囲む。
- (3) 判定欄には、別紙2試験結果の判定基準を参照し、各欄毎に審査の結果「適合」又は「不適合」を記入すること。また、判定の必要のない項目については、斜線を引くこと。
- (4) 検査証明欄には、試験を実施した検査機関又は検査員が次の事項に注意のうえ記入すること。なお、輸入者が外国の検査機関が実施した試験結果等を確認し、適用除外要件に合致していることを確認した場合は、輸入者が記載しても差し支えない。
- ① 「試験実施年月日欄」には、当該試験成績書記入年月日を記入する。
  - ② 「試験実施機関又は担当者名」欄には、検査機関が試験を実施した場合には、試験実施機関の名称を記入し、また、検査員又は輸入者が試験を実施した場合には、当該検査員又は当該輸入者の事業者名及び氏名を記入する。

## 2. 告示第2号に係るもの

- (1) 「商品名」、「販売時の商品名」、「用途」、「容器の仕様」、「原産地」、「製造業者名」及び「試験依頼者名」の欄には、次の事項に注意のうえ、記入すること。
- ① 「商品名」欄には、当該製品を試験する際、当該製品に表示されている商品名

を記入する。

- ②「販売時の商品名」欄には、当該製品を我が国内で販売する際に表示する商品名を記入する。
  - ③「用途」欄には、当該製品の用途（例えば、「冷媒ガス」等）を記入する。
- (2) 「試験結果」欄には、試験実施機関又は検査員が試験した結果に基づき次の事項に注意のうえ記入すること。
- ①「A」欄には、内容物に含まれている高圧ガスを確認し、該当するものを○で囲む。
  - ②「B」欄には、20℃下で容器（バルブを含む。）に満たした水の体積を小数第1位まで測定し、記入する。
  - ③「C」欄には、該当する材料を○で囲む。
  - ④「D」欄には、容器を1.8MPaの水圧下に30秒間保持し、変形の有無を確認し、該当するものを○で囲む。
  - ⑤「E」欄には、容器を2.2MPaの水圧下に5秒間保持し、破裂の有無を確認し、該当するものを○で囲む。
  - ⑥「F」欄には、容器を1.9MPaの水圧下に30秒間保持し、変形の有無を確認し、該当するものを○で囲む。
  - ⑦「G」欄には、容器を2.3MPaの水圧下に5秒間保持し、破裂の有無を確認し、該当するものを○で囲む。
  - ⑧「H」欄には、容器を3.4MPaの水圧下に30秒間保持し、変形の有無を確認し、該当するものを○で囲む。
  - ⑨「I」欄には、容器を4.0MPaの水圧下に5秒間保持し、破裂の有無を確認し、該当するものを○で囲む。
  - ⑩「J」欄には、充填内容質量100gあたりの容器内容積を計算し、小数第1位まで記入する。
- (3) 判定欄には、別紙2試験結果の判定基準を参照し、各欄毎に審査の結果「適合」又は「不適合」を記入すること。また、判定の必要のない項目については、斜線を引くこと。
- (4) 検査証明欄には、試験を実施した検査機関又は検査員が次の事項に注意のうえ記入すること。なお、輸入者が外国の検査機関が実施した試験結果等を確認し、適用除外要件に合致していることを確認した場合は、輸入者が記載しても差し支えない。
- ①「試験実施年月日欄」には、当該試験成績書記入年月日を記入する。
  - ②「試験実施機関又は担当者名」欄には、検査機関が試験を実施した場合には、試験実施機関の名称を記入し、また、検査員又は輸入者が試験を実施した場合には、当該検査員又は当該輸入者の事業者名及び氏名を記入する。

### 3. 告示第3号に係るもの

- (1) 「商品名」、「販売時の商品名」、「用途」、「容器の仕様」、「原産地」、「製造業者名」及び「試験依頼者名」の欄には、次の事項に注意のうえ、記入すること。
  - ①「商品名」欄には、当該製品を試験する際、当該製品に表示されている商品名を記入する。

- ②「販売時の商品名」欄には、当該製品を我が国内で販売する際に表示する商品名を記入する。
- ③「用途」欄には、当該製品の用途（例えば、「ヘアスプレー」、「殺虫剤」、「ガスマイター充填用」等）を記入する。
- (2)「試験結果」欄には、試験実施機関又は検査員が試験した結果に基づき次の事項に注意のうえ記入すること。
- ①「A」欄には、20℃下で容器（バルブを含む。）に満たした水の体積を小数第1位まで測定し、記入する。
- ②「B」欄には、該当する材料を○で囲む。
- ③「C」欄には、二重構造容器の場合にあっては、噴射剤を当該容器から容易に排出できる機構の有無を確認し、該当するものを○で囲む。二重構造容器以外の場合にあっては、「C」欄には記入しない。
- ④「D」欄には、検体を35℃としたときの容器内圧のゲージ圧力を小数第2位まで測定し、記入する。なお、内容物が単一の液化ガス又は二重構造容器に充填されたエアゾールであって噴射剤が単一の液化ガスの場合には、35℃における当該ガスのゲージ圧を小数第2位まで記入する。
- ⑤「E」欄には、検体を50℃としたときの容器内圧のゲージ圧力を小数第2位まで記入する。
- ⑥「F」欄には、容器を該当する水圧下に30秒間保持し、変形の有無を確認し、該当するものを○で囲む。
- ⑦「G」欄には、容器を該当する水圧下に5秒間保持し、破裂の有無を確認し、該当するものを○で囲む。
- ⑧「H」欄には、内容物に含まれている高圧ガス（例えば、「フルオロカーボン134a」、「LPガス」、「DME」、「クロルメチル」、「炭酸ガス」等）を全て記入する。
- ⑨「I」欄には、容器保安規則第2条第30号に規定する毒性ガスの有無及び種類を確認し、該当するものを全て○で囲む。
- ⑩「J」欄には、人体に使用するエアゾール「例えば、ヘアスプレー等の化粧品、制汗剤等の医薬部外品等の直接人体に噴射して使用するもの」の噴射剤である高圧ガスに容器保安規則第2条第29号に規定する可燃性ガス（製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和50年通商産業省告示第291号）第11条の2に規定するものを除く。）を使用していることの有無及び種類を確認し、該当するものを全て○で囲む。
- ⑪「K」欄には、35℃における内容物の体積（cm<sup>3</sup>）を小数第1位まで測定したものを「A」欄の数値で除した割合（%）を小数第1位まで記入する。
- ⑫「L」欄には、液化ガスの充填質量（g）を小数第1位まで記入する。なお、ガスマイター充填用LPガスのような内容物が全てLPガスの場合には、当該LPガスが15℃時における比重を測定し、小数第3位まで記入する。
- ⑬「M」欄には、容器を48℃に保持したときに容器内のガスが漏れることの有無を確認し、該当するものを○で囲む。
- (3)判定欄には、別紙2試験結果の判定基準を参照し、各欄毎に審査の結果「適合」又は「不適合」を記入すること。また、判定の必要のない項目については、斜線を引くこと。

(4) 検査証明欄には、試験を実施した検査機関又は検査員が次の事項に注意のうえ記入すること。なお、輸入者が外国の検査機関が実施した試験結果等を確認し、適用除外要件に合致していることを確認した場合は、輸入者が記載しても差し支えない。

①「試験実施年月日欄」には、当該試験成績書記入年月日を記入する。

②「試験実施機関又は担当者名」欄には、検査機関が試験を実施した場合には、試験実施機関の名称を記入し、また、検査員又は輸入者が試験を実施した場合には、当該検査員又は当該輸入者の事業者名及び氏名を記入する。

(別紙 2)

試験結果の判定基準

1. 告示第 4 条第 1 号に係るもの

試験項目		記号	判定基準	根拠法令
35℃における蒸気圧又は容器内圧		A	ゲージ圧力 0.8 MPa (液化フルオロカーボン (可燃性のものを除く。)) である場合にあっては 2.1 MPa) 以下であること。	政令第 2 条第 3 項第 8 号
容器の内容積		B	30 cm <sup>3</sup> 以下であること。	告示第 4 条第 1 号
高圧ガスの種類		C		
毒性ガスの有無		D	無いこと。	告示第 4 条第 1 号

2. 告示第 4 条第 2 号に係るもの

試験項目		記号	判定基準	根拠法令	
高圧ガスの種類		A	液化フルオロオレフィン 1234yf のみ、液化フルオロカーボン 134a のみ又は液化フルオロカーボン 404A のみであること	告示第 4 条第 2 号本文	
容器	内容積	B	1000 cm <sup>3</sup> 以下であること。	政令第 2 条第 3 項第 8 号	
	材料	C	鋼又は軽金属であること。	告示第 4 条第 2 号イ	
耐圧能力	フルオロオレフィン 1234yf	1. 8 MPa 以上の圧力による容器の変形	D	無いこと。	告示第 4 条第 2 号ハ
		2. 2 MPa 以上の圧力による容器の破裂	E	無いこと。	告示第 4 条第 2 号ハ
	フルオロカーボン 134a	1. 9 MPa 以上の圧力による容器の変形	F	無いこと。	告示第 4 条第 2 号ヘ
		2. 3 MPa 以上の圧力による容器の破裂	G	無いこと。	告示第 4 条第 2 号ヘ
	フルオロカーボン 404A	3. 4 MPa 以上の圧力による容器の変形	H	無いこと。	告示第 4 条第 2 号ト
		4. 0 MPa 以上の圧力による容器の破裂	I	無いこと。	告示第 4 条第 2 号ト
	容器内容積／充填質量		J	液化フルオロカーボン 1234yf の場合にあっては、112 cm <sup>3</sup> /100 g 以上であること。 液化フルオロカーボン 134a の場合にあっては、101 cm <sup>3</sup> /100 g 以上であること。 液化フルオロカーボン 404A の場合にあっては、124 cm <sup>3</sup> /100 g 以上であること。	告示第 4 条第 2 号ロ

3. 告示第4条第3号に係るもの

試験項目		記号	判定基準	根拠法令
容器	内容積	A	1 0 0 0 cm <sup>3</sup> 以下であること。	政令第2条第3項第8号
	材料	B	材料に鋼若しくは軽金属を使用した容器又は内容積1 0 0 cm <sup>3</sup> 以下の容器（ガラス製の容器にあつては、合成樹脂等によりその内面は又は外面を被覆したものに限り。）に充填されたものであること。	告示第4条第3号ハ
	二重構造容器における噴射剤の排出機構	C	噴射剤を容易に排出することができる機構を有すること。	告示第4条第3号ヌ
3 5℃における蒸気圧又は容器内圧		D	ゲージ圧力0. 8 MP a 以下であること。	告示第4条第3号本文
耐圧能力	5 0℃における容器内圧	E		
	5 0℃における容器内圧の1. 5倍又は1. 3 MP a における容器の変形	F	無いこと。	告示第4条第3号ニ
	5 0℃における容器内圧の1. 8倍又は1. 5 MP a における容器の破裂	G	無いこと。	告示第4条第3号ニ
高压ガスの種類		H		
可燃性・毒性	毒性ガスの有無	I	無いこと。	告示第4条第3号本文
	人体に使用するエアゾールの噴射ガスの種類	J	LPガス、DME（ジメチルエーテル）又はフルオロカーボン1 5 2 a 以外の可燃性ガスを含まないこと。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器法」という。）第1 4条の規定により厚生労働大臣の承認を得た医薬品若しくは医薬部外品又は医薬品医療機器法第2条第3項に定める化粧品のうち、水が全質量4 0%以上であつ、噴射剤が全質量の1 0%以下であつて、内容物をあわ状若しくはねり状に噴出するものについては、この限りでない。	告示第4条第3号イ
充填率	エアゾール	K	9 0%以下であること。	告示第4条第3号ロ
	エアゾール以外	L	A/L（LPガスの場合A/1, 0 0 0 L）が容器保安規則第2 2条表の下欄に掲げる定数以上であること。	告示第4条第3号ロ
4 8℃における容器からのガス漏れ		M	無いこと。	告示第4条第3号ホ



(様式第1)

試験成績書 (告示第4条第1号に係るもの)

商 品 名			原 産 地	
販売時の商品名			製 造 業 者 名	
用 途			試 験 依 頼 者 名	
容 器 の 仕 様	直径 cm	(胴板の長さと同じ) 高さ cm		

試 験 項 目	記号	試 験 結 果	判 定
35℃における蒸気圧又は容器内圧	A	ゲージ圧力 MPa	
容器の内容値	B	cm <sup>3</sup>	
高圧ガスの種類	C		
毒性ガスの有無	D	有 ・ 無	

検 査 証 明 書
試験の結果上記のとおり相違ないことを証明する。  (試験実施年月日)  (試験実施機関又は担当者名)

輸 入 者 確 認 欄
本製品中のガスについては、高圧ガス保安法施行令 (平成9年政令第20号) 第2条第3項第8号及び高圧ガス保安法施行令関係告示 (平成9年通商産業省告示第139号) 第4条第1号に定められた基準に合致していることを確認致します。  (確認年月日)  (輸入者の氏名又は名称)  (同住所、電話番号)

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(様式第1の英文)  
(Attachment)

(試験成績書英文)

## TEST CERTIFICATE

(Concerning Art.4 Para.1 of the Notification NO.203)

Name of Commodity		Origin	
Name of Commodity At time of Sale		Manufacture	
Uses		Client	
Cylinder Specification	Diameter cm	Height (Same as the length of drum plate) cm	

Test items	Symbols	Test Results	Evaluation
Vapor pressure or internal pressure of the cylinder at 35°C	A	Gauge pressure MPa	
Capacity of the Cylinder	B	cm <sup>3</sup>	
Kind of High Pressure Gas	C		
Existence of Toxic Gas	D	YES · NO	

Space for Test Certification
Certified of above as results of test. (Test date) (Testing organization or person)

Space for Importer's Confirmation
I hereby certify that gas in this product complies with Art.2 Para.3-8 of the Cabinet Order No.20, 1997, and Art.4 Para.1 of the Ministry of International Trade and Industry Notification No.139, March1997.  (Date of confirmation) (Name or title of the importer) (Address and telephone number)

(Remarks) This format shall be of a size of JIS A4.

(様式第2)

試験成績書 (告示第4条第2号に係るもの)

商 品 名		原 産 地	
販売時の商品名		製 造 業 者 名	
用 途		試 験 依 頼 者 名	
容 器 の 仕 様	直径        cm	(胴板の長さと同じ) 高さ        cm	

試 験 項 目		記号	試 験 結 果	判 定	
高圧ガスの種類		A	フルオロオレフィン1234yf フルオロカーボン134a フルオロカーボン404A その他		
容 器	内容積	B	cm <sup>3</sup>		
	材料	C	鋼、軽金属、その他		
耐 圧 能 力	フルオロレフィン 1234yf	1. 8MPaの圧力による容器の変形	D	有 ・ 無	
		2. 2MPaの圧力による容器の破裂	E	有 ・ 無	
	フルオロカーボン 134a	1. 9MPaの圧力による容器の変形	F	有 ・ 無	
		2. 3MPaの圧力による容器の破裂	G	有 ・ 無	
フルオロカーボン 404A	3. 4MPaの圧力による容器の変形	H	有 ・ 無		
	4. 0MPaの圧力による容器の破裂	I	有 ・ 無		
容器内容値/充填質量		J	cm <sup>3</sup> /100g		

検 査 証 明 書
試験の結果上記のとおり相違ないことを証明する。 (試験実施年月日) (試験実施機関又は担当者名)

輸 入 者 確 認 欄
本製品中のガスについては、高圧ガス保安法施行令(平成9年政令第20号)第2条第3項第8号及び高圧ガス保安法施行令関係告示(平成9年通商産業省告示第139号)第4条第2号に定められた基準に合致していることを確認致します。 なお、上記告示に定められた表示すべき事項(告示第4条第2号ル)については、通関後、速やかに表示します。 (確認年月日) (輸入者の氏名又は名称) (同住所、電話番号)

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(様式第2の英文)  
(Attachment)

(試験成績書英文)

## TEST CERTIFICATE

(Concerning Art.4 Para.2 of the Notification NO.203)

Name of Commodity		Origin	
Name of Commodity at time of Sale		Manufacture	
Uses		Client	
Cylinder Specification	Diameter cm	Height (Same as the length of drum plate) cm	

Test items		Symbols	Test Results	Evaluation	
Kind of High Pressure Gas		A	HFO1234yf, HFC134a, HFC404A, Other		
Cylinder	Capacity of the Cylinder	B	cm <sup>3</sup>		
	Materials	C	Steel, light metals, etc.		
Pressure Resistant Capacity	HFO 1234 yf	Deformation of the cylinder at the internal pressure of cylinder at 1.8 MPa	D	YES · NO	
		Fracture of the cylinder at the internal pressure of cylinder at 2.2MPa	E	YES · NO	
	HFC 134a	Deformation of the cylinder at the internal pressure of cylinder at 1.9MPa	F	YES · NO	
		Fracture of the cylinder at the internal pressure of cylinder at 2.3MPa	G	YES · NO	
	HFC 404A	Deformation of the cylinder at the internal pressure of cylinder at 3.4 MPa	H	YES · NO	
		Fracture of the cylinder at the internal pressure of cylinder at 4.0MPa	I	YES · NO	
Inside Capacity/Charged Mass		J	cm <sup>3</sup> /100g		

### Space for Test Certification

Certified of above as results of test.

(Test date)

(Testing organization or person)

### Space for Importer's Confirmation

I hereby certify that gas in this product complies with Art.2 Para.3-8 of the Cabinet Order No.20, 1997, and Art.4 Para.2 of the Ministry of International Trade and Industry Notification No.139, March 1997.

Matters to be specified in accordance with Art.4 Para.2 of the Notification, shall be indicated immediately after customs clearance.

(Date of confirmation)

(Name or title of the importer)

(Address and telephone number)

(Remarks) This format shall be of a size of JISA4.

(様式第3)

試験成績書 (告示第4条第3号に係るもの)

商 品 名			原 産 地	
販売時の商品名			製 造 業 者 名	
用 途			試 験 依 頼 者 名	
容 器 の 仕 様	直 径 cm	(胴板の長さと同じ) 高 さ cm		

試 験 項 目			記号	試 験 結 果	判定
容 器	内容積		A	cm <sup>3</sup>	
	材料		B	鋼、軽金属、その他	
	二重構造容器における噴射剤の排出機構		C	有 ・ 無	
35℃における蒸気圧又は容器内圧			D	ゲージ圧力 MPa	
耐 圧 能 力	50℃における容器内圧		E	ゲージ圧力 MPa	
	50℃における容器内圧の1.5倍又は1.3MPaにおける容器の変形		F	有 ・ 無	
	50℃における容器内圧の1.8倍又は1.5MPaにおける容器の破裂		G	有 ・ 無	
高压ガスの種類			H		
可 毒 燃 性 性	毒性ガスの有無		I	有 ・ 無	
	人体に使用するエアゾールの噴射ガスの種類		J	可燃性ガス以外のガス・LPガス・DMEその他の可燃ガス	
充 填 率	エアゾール	35℃における内容物の体積/容器内容積	K	%	
	エアゾール以外	液化ガスの充填質量 (LPガスの場合温度15℃における比重)	L	g ( )	
48℃における容器からのガス漏れ			M	有 ・ 無	

検 査 証 明 書	
試験の結果上記のとおり相違ないことを証明する。 (試験実施年月日) (試験実施機関又は担当者名)	

輸 入 者 確 認 欄	
本製品中のガス (エアゾール製品等) については、高压ガス保安法施行令 (平成9年政令第20号) 第2条第3項第8号及び高压ガス保安法施行令関係告示 (平成9年通商産業省告示第139号) 第4条第3号に定められた基準に合致していることを確認致します。 なお、上記告示に定められた表示すべき事項 (告示第4条第3号チ、リ又はル) については、通関後、速やかに表示します。 (確認年月日)  (輸入者の氏名又は名称)  (同住所、電話番号)	

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(様式第3の英文)  
(Attachment)

(試験成績書英文)

## TEST CERTIFICATE

(Concerning Art.4 Para.2 of the Notification NO.203)

Name of Commodity		Origin	
Name of Commodity at time of Sale		Manufacture	
Uses		Client	
Cylinder Specification	Diameter cm	Height (Same as the length of drum plate) cm	

Test items		Symbols	Test Results	Evaluation
Cylinder	Inside Capacity	A	cm <sup>3</sup>	
	Materials	B	Steel, light metals, etc.	
	Existence of facility of evacuation in a double-wall can	C	YES · NO	
Vapor pressure or internal pressure of the cylinder at 35°C		D	Gauge pressure MPa	
Pressure Resistant Capacity	Internal pressure of the cylinder at 50°C	E	Gauge pressure MPa	
	Deformation of the cylinder at 1.5 times the internal pressure of cylinder at 50°C or 1.3MPa	F	YES · NO	
	Fracture of the cylinder at 1.8 times the internal pressure of cylinder at 50°C or 1.5 MPa	G	YES · NO	
Kind of High Pressure Gas		H		
Inflammability Toxicity	Existence of toxic gas	I	YES · NO	
	Kind of gas in aerosol spray used on human body	J	Nonflammable gas, LPG, DME other inflammable gas	
Fill up percentage	Aerosol	Volume of contents at 35°C/Capacity of the cylinder	K	%
	Other	Charged mass of liquefied gas (specific gravity at 15°C in the case of LPG)	L	g( )
Gas leakage from cylinder at 48°C		M	YES · NO	

### Space for Test Certification

Certified of above as results of test.

(Test date)

(Testing organization or person)

### Space for Importer's Confirmation

I hereby certify that gas in this product (aerosol product, etc.) complies with Art.2 Para.3-8 of the Cabinet Order No.20, 1997, and Art.4 Para.3 of the Ministry of International Trade and Industry Notification No.139, March 1997.

Matters to be specified in accordance with Art.4 Para.3 of the Notification, shall be indicated immediately after customs clearance.

(Date of confirmation)

(Name or title of the importer)

(Address and telephone number)

(Remarks) This format shall be of a size of JIS A4.